発電設備の占用許可基準

（平成２５年４月１日制定）

１ 趣旨

太陽光又は風力をはじめとした再生可能エネルギーについては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）において利用の促進が法目的とされているものであり、発電設備は再生可能エネルギーの導入拡大に資するものである。一方で、その占用の場所や構造によっては、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転者に影響を与えたり、法面を一定範囲にわたって被覆することにより道路管理者による法面の目視点検を妨げたりするなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあること等を踏まえ、発電設備の占用許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

２ 占用の場所

発電設備の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。

発電設備は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、発電設備の占用については、連結路附属地、待避所の空きスペース等への設置、アーケード、上空通路等の占用物件への添加等が想定される。

また、占用許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

(2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。

道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に発電設備を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合、食事施設等と異なり、発電設備は道路通行者の利便の増進に資するものではないため、有効幅員や植栽機能を減少させてもなお設置しなければならない理由を精査し、交通の用に供される部分など道路空間として必要なスペースが安易に狭められることのないよう留意すること。

(3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

発電設備を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な距離を確保することとする。

(4) 原則として交差点等の地上に設けないこと。

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

(5) 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添加は行わないこと。

道路構造物又は道路附属物は、そもそも発電設備の添加を想定して設計されておらず、添加により破損・減耗するおそれがあることから、これらに添加する形態の占用は原則として認めないこととする。

(6) アーケード、上空通路等の占用物件に添加する場合には、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所であること。

アーケード、上空通路等の占用物件に発電設備を添加する場合には、当該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設等の占用者が安全と認めた場所であること。

(7) 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。

発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通への支障の少ない場所に限って占用を認めることとする。特に、高速自動車国道や自動車専用道路については、これら道路の本線上への車両の駐停車が規制され、かつ、最低制限速度が定められていることを踏まえ、発電設備の設置場所に本線以外からアクセスできる場所に限って占用を認めることとする。

(8) 周辺環境に支障を及ぼすおそれのない場所であること。

発電設備のうち、太陽光発電設備にあっては景観の悪化等のおそれがあり、風力発電設備にあっては騒音等の発生により周辺住民の生活や野鳥をはじめとした生態系への影響等が想定されるところ、発電設備の設置に当たっては、関係法令等の基準に照らし、周辺環境に支障がないことが占用希望者から疎明された場所に限って占用を認めることとする。

３ 構造

発電設備の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。

(2) 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。

(3) 発電設備の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。

(4) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

道路区域に設けられる発電設備は、長期間にわたって占用されることが想定され、かつ、設置場所の特性として一定の振動に継続的にさらされることを踏まえ、例えば太陽光パネルと架台との接合部分の強度等に特段の注意を払い、強風等により倒壊し、道路構造又は道路通行者に危害を加えることのないことが確認された場合に限って占用を認めるものとする。

また、架台を強化した結果、荷重により道路構造に支障を来すことのないよ

う留意すること。

(5) 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。

道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあっては、原則として、道路面が被覆されて点検を妨げることのない構造の発電設備に限って占用を認めるものとする。やむを得ず道路面を被覆する場合にあっては、道路管理者による点検を補うために占用主体による点検を実施させること。

また、道路面を被覆することにより法面の強化のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には、法面の強化措置を占用主体に採らせること。さらに、道路面を被覆した結果、雨水等が地下に浸透せずに通行面に流入する、あるいは積雪が通行面に滑落するおそれがある場合には、側溝、雨水枡等の整備又は除雪作業その他必要な措置を占用主体に行わせること。

４ 占用主体

(1) 発電設備の占用主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。また、発電設備の占用により、道路の点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

(ｱ) 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検

(ｲ )不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検

(ｳ )路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理

(ｴ )その他、当該道路の管理上必要と認められる事項

(2) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

(3) 地方公共団体の名義貸しによる主体は占用主体になり得ないものとする。

５ 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

(1) 道路に関する工事に伴う発電設備の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は、発電設備の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

(2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

(3) 発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

(4) 特段の事情のない限り占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。

(5) 必要に応じ、当該占用区域内の清掃、除草、除雪その他の管理を行うこと。

(6) さらに、占用主体が行う点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。

（ｱ） 占用者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。

（ｲ） 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。

① 点検等の範囲に関する事項

② 点検等の対象に関する事項

③ 点検等の内容に関する事項

（一）点検項目

（二）点検時期

（三）点検方法

（四）清掃、除草等の時期

（五）清掃、除草等の方法

④ 点検等の体制に関する事項

⑤ 点検等の記録に関する事項

⑥ 点検等の結果の報告に関する事項

⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項

（ｳ） 占用者は、点検要領に従い、当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。

（ｴ） 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

６ 占用の期間

発電設備の占用の期間については、５年以内の範囲で適正に定めるものとする。

７ その他

（1）発電設備を既設の占用物件に添加する場合には、道路法第41条の規定により取り扱うこと。

(2) 発電設備と構造上一体となる占用物件の許可に当たっては、発電設備とそれ以外の占用物件を各々の許可として取り扱うこと。

(3) 発電設備の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、原則として、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。

(4) 道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占用希望があった場合には、関係する管理者と十分な調整を図ること。